

I 平時における風水害対策

※風水害から身を守る！

1 施設の安全化対策

防災対策は、その施設の立地条件、入所者や一時利用(以下「利用者」という。)の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要である。

特に風水害に対しては、施設の立地条件が大きく影響されるので、災害を想定した安全対策を講じなければならない。

(1) 立地環境と災害予測

本施設は、2級河川「新田川」を背負い、県道浪江・鹿島線から面して低い地盤である。地上の冠水で一気に水が流れ込む危険性があり、また、水害による河川氾濫や堤防決壊などによる浸水対策を事前に災害予測として講じなければならない。

(2) 防災設備などの点検・確認

① 情報伝達設備の機能強化

施設内の一斉放送システムなどの情報伝達手段の点検や機能強化の維持・確認。

② 電気・水道・ガスの代替え手段の確立

災害時のために飲料水貯水槽兼受水槽や自家発電装置の設置。

③ 排水対策・防水対策等の実施・点検

排水溝の泥を除くなど、排水点検を行うとともに、土嚢を事前準備し、屋根、雨戸、防水シートなどを点検し、必要な補修をする。

(3) その他の対策

施設内の廊下、食堂、ホールなどに避難の妨げとなる不必要な備品などは置かない。

2 その他の対策

避難地や避難方法の確認等や、必需品の備蓄、災害発生時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、防災関係機関との連絡方法などの事前対策を立てる。

(1) 避難方法などの確認

ア 避難地の確保

協力する福祉施設(長生院・高松ホーム)を避難先として確保する。

イ 輸送車両の確保

施設車両で対応

ウ 避難方法

入所者ごとに避難する方法(車イス・ストレッチャーなど)により、事前に準備をして安全な避難経路を定め職員へ周知しておく。

エ 避難施設への避難の実現性

日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態等の状況に応じ、避難の実現性を判断する。また、想像以上の大規模災害などや避難の実現性が低い場合を想定した対応も検討しておく。

オ 持参する機材

あらかじめ準備しておいた災害用持ち出しセットや入所者の持ち出し袋、特に、避難所で準備することが困難な大人用紙オムツ、軟らかい食糧、利用者服用のクスリ、常備薬などは必需品として、避難時に必ず持ち出せるように準備しておく。

(2) 家族などへの引継基準の設定

施設長は、風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、利用者を家族などへ引き継ぐことがあることを家族などに説明し、同意を求めておくこと。

(3) 地域住民とのネットワークの構築

防災協力隊員として委嘱してある「長寿荘防災協力隊員」に災害時に支援が得られる要請をしておき、緊密な連携によりネットワークの構築を図る。

(4) 防災訓練の実施

防災計画を作成の上、消火、情報伝達、避難誘導などの役割分担任務に基づき、定期的に防災訓練を実施する。併せて、災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育も定期的に実施する。